



平成 28 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ア  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 松 浪 正 信  
社 長 執 行 役 員  
(コード番号：2359 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 市 川 卓  
専 務 執 行 役 員  
電 話 番 号 03-3795-5111

## 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 47 期定時株主総会にて、定款の一部変更が承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、また、同株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 47 期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号、以下「改正会社法」という。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する条文の新設並びに監査役会及び監査役に関する条文の削除等、定款の一部を変更するものであります。

- ② 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。

業務執行を行わない取締役につきまして、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、条文の変更を行うものであります。

なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- ③ 現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設するものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 24 日 (金)
定款変更の効力発行日	平成 28 年 6 月 24 日 (金)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第9条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第10条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第9条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第10条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、20名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 補欠として選任された<u>監査等委員</u>の任期は、<u>退任した監査等委員</u>の任期の満了する時までとする。</p>

<p>第21条～第22条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条（条文省略）</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第25条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第26条 取締役会の議事については、財務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過</p>	<p>第21条～第22条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第25条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;"><u>（業務執行の決定の取締役への委任）</u></p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第27条 取締役会の議事については、財務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過</p>
---	--

<p>の要領及びその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>第27条（条文省略） （取締役の報酬等）</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第29条（条文省略）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> （監査役および監査役会）</p> <p>第30条 当会社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>（監査役の員数）</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>の要領及びその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>第28条（現行どおり） （取締役の報酬等）</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条（現行どおり）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> （監査等委員会の設置）</p> <p>第31条 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>（削除）</p>
---	--

<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によ</u> <u>って選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を</u> <u>行使することができる株主の議決</u> <u>権の3分の1以上を有する株主が</u> <u>出席し、出席した当該株主の議決</u> <u>権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以</u> <u>内に終了する事業年度のうち最終</u> <u>のものに関する定時株主総会終結</u> <u>の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役</u> <u>の補欠として選任された監査役の</u> <u>任期は、退任した監査役の任期の</u> <u>満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の</u> <u>3日前までに各監査役に対して発</u> <u>する。ただし、緊急の必要がある</u> <u>ときは、この期間を短縮すること</u> <u>ができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の全員の同意があるとき</u> <u>は、招集の手続きを経ないで監査</u> <u>役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会 日の3日前までに各<u>監査等委員</u> に対して発する。ただし、緊急の必 要があるときは、この期間を短縮 することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>の全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで <u>監査等委員会</u>を開催することがで きる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段</u> <u>の定めある場合を除き、監査役の</u> <u>過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等</u> <u>委員の過半数が出席し、その過半</u> <u>数をもって行う。</u></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常</u> <u>勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会の議事</u>については、<u>法務省令</u>で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>の議事については、<u>法務省令</u>で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等</u>は、<u>株主総会</u>の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第40条 <u>当会社</u>は、<u>会社法</u>第426条第1項の規定により、<u>取締役会</u>の決議によって、<u>同法</u>第423条第1項に規定する<u>監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 <u>当会社</u>は、<u>会社法</u>第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法</u>第423条第1項に規定する<u>社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条（条文省略） （会計監査人の報酬等）</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第45条～第47条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第38条（現行どおり） （会計監査人の報酬等）</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条～第42条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>1 <u>当社は、第47期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第47期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p>
--	---

以上